

ICT 技術を活用した山形町木質バイオマス熱・電気供給モデル事業調査検討業務
検討委員会 設置要綱

(総 則)

第1条 ICT 技術を活用した山形町木質バイオマス熱・電気供給モデル事業調査検討業務検討委員会（以下、「委員会」という。）の事務、組織、委員その他設置に関する基本的な事項を定めるものである。

(委員会の任務)

第2条 木質コージェネレーションシステム、木質バイオマスボイラー、太陽光発電設備及び蓄電池等の未利用資源を活用した過疎地域における自立・分散型地域再生可能エネルギー供給事業の採算性について久慈市山形町公共2施設（福祉施設、文化会館）を対象とした調査の実施に当たり、第3条に定める事項について必要な助言等を行う。

(委員会の助言)

第3条 委員会は、原則として以下の事項について協議し、技術的助言や意見等を行うものとする。

- (1) 調査手法の検討及び実施計画に関すること。
- (2) 木質チップを利用した熱・電気の供給施設の設置に関すること。
- (3) 太陽光発電システムの設置に関すること。
- (4) 再生可能エネルギーの導入促進に係るスキームに関すること。
- (5) その他事業実施に関し必要な事項。

(委員会の組織及び委員)

第4条 委員会は、別表1に掲げる委員で組織する。ただし、オブザーバーとして学識経験者や有識者等の必要な者を参加させることができる。

- 2 委員は、久慈市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、令和4年3月10日までとする。

(座長)

第5条 委員会に座長を置く。

- 2 座長は、久慈市企業立地港湾部長をもって充てる。
- 3 座長は会務を総理し、会議の議長となり、委員会を代表する。
- 4 座長が出席出来ない場合は、座長が指名した者がその職務を代行する。

(会議の招集)

第6条 委員会は、座長の了承を得て事務局が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席がなければ、開催しない。

(委員の代理)

第7条 委員には、代理人出席を認める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を久慈市企業立地港湾課内に置く。

2 事務局は委員会に付議すべき事項に関する資料の作成を行う。

3 事務局は、委員会の招集に関する事務を行う。

(謝金等)

第9条 事務局は、委員会の会議に出席した委員に対して、謝金を支給する。

2 委員会に参加するための交通費等は、委員勤務先もしくは自宅からの実費に相当する額を事務局より給付することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が委員会の意見に基づいて定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

別表1 (第4条関係)

委員

所属	役職	備考
久慈市企業立地港湾部	部長	過疎支援事業実施担当 市再生可能エネルギー担当
久慈市産業経済部	部長	市林政担当
久慈市山形総合支所	支所長	市過疎地域振興担当
ボルター秋田株式会社	代表取締役	コジェネシステムメーカー
久慈地方森林組合	参事	山形町内森林事業者
有限会社谷地林業	代表取締役	山形町内森林事業者